明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七〇）　一
〔告　示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務二四四）　三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二五三）　三六
〔人事異動〕
最高裁判所　三五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三七
特殊法人等
地方職員共済組合役員の異動関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　九二
会社その他
会社決算公告　九三、九六

府令

○内閣府令第七十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（流動負債の区分表示）	（流動負債の区分表示）
第四十九条　［略］	**第四十九条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。	3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。
［4・5　略］	［4・5　同上］
（固定負債の区分表示）	（固定負債の区分表示）
第五十二条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。	**第五十二条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　長期未払法人税等	［号を加える。］
六～十　［略］	五～九　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　第一項第七号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。	3　第一項第六号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
第五十三条　第五十二条第一項第十号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。	**第五十三条**　第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。
（繰延税金資産及び繰延税金負債の表示）	（繰延税金資産及び繰延税金負債の表示）
第五十四条　第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第六号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。	**第五十四条**　第三十二条第一項第十三号に掲げる繰延税金資産と第五十二条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。
（当期純利益又は当期純損失）	（当期純利益又は当期純損失）
第九十五条の五　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。	**第九十五条の五**　［同上］
一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）	一　当該事業年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）
二　当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）	［号を加える。］
三　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）	二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

２　前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目の金額は、同項第一号に掲げる項目の内容を示す名称を付した科目に含めて記載することができる。この場合においては、当該金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。

３　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

４　前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第百七十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二　略

三　長期未払法人税等

四～六　略

２　［略］

３　前条第三項の規定は、第一項第四号に掲げる引当金について準用する。

４　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益又は中間純損失）

第百九十八条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二　当中間会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等

三　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。この場合においては、同項第二号に掲げる項目の金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。

３　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目（前項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

４　前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額に含めて表示することができる。

［項を加える。］

２　税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

３　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第百七十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二　同上

［号を加える。］

三～五　［同上］

２　［同上］

３　前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

４　前条第四項の規定は、第一項第五号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益又は中間純損失）

第百九十八条　［同上］

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

［号を加える。］

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。

３　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

４　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

［一～三　略］

四　長期未払法人税等

五～七　［略］

2　［略］

3　前条第三項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益金額又は中間純損失金額）

第三百条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二　当中間会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等

三　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。この場合においては、その旨を注記し、かつ、同項第二号に掲げる項目の金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。

3　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目（前項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同項第一号又は第二号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額に含めて表示することができる。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）

［略］

（固定負債の区分表示）

第二百六十五条　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～六　［同上］

2　［同上］

3　前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益金額又は中間純損失金額）

第三百条　［同上］

一　当中間会計期間に係る法人税、住民税及び事業税

［号を加える。］

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項各号に掲げる項目については、当該項目を一括して記載することができる。ただし、この場合にはその旨を注記しなければならない。

3　税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当事業年度 （　年　月　日）

［同左］

負債の部	［同左］
［略］	［同左］
固定負債	［同左］
［略］	［同左］
長期未払金　×××　×××	長期未払金　×××　×××
長期未払法人税等　×××　×××	
［略］	［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［1．・2．　略］	［1．・2．　同左］

様式第五号の二

【貸借対照表】

	（単位：　円）	
	前事業年度（　年　月　日）	当事業年度（　年　月　日）
［略］	［同左］	
負債の部	［同左］	
［略］	［同左］	
固定負債	［同左］	
［略］	［同左］	
リース債務　×××　×××	リース債務　×××　×××	
長期未払法人税等　×××　×××		
［略］	［同左］	
［略］	［同左］	
［略］	［同左］	
（記載上の注意）	（記載上の注意）	
［1．～6．　略］	［1．～6．　同左］	

様式第六号

【損益計算書】

	（単位：　円）	
	前事業年度（自　年　月　日　至　年　月　日）	当事業年度（自　年　月　日　至　年　月　日）
［略］	［同左］	
法人税、住民税及び事業税　×××　×××	法人税、住民税及び事業税　×××　×××	
国際最低課税額に対する法人税等　×××　×××		
［略］	［同左］	
（記載上の注意）	（記載上の注意）	
［略］	［同左］	

様式第六号の二

【損益計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［略］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××
［略］		

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

様式第十七号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当中間会計期間 （　年　月　日）
［略］		
負債の部		
［略］		
固定負債		
［略］		
長期借入金	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

（記載上の注意）

［略］

様式第十八号

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［略］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××
［略］		

（記載上の注意）

［略］

様式第六号の二

【損益計算書】

（単位：　円）

	前事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当事業年度 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［同左］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

様式第十七号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　年　月　日）	当中間会計期間 （　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
長期借入金	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）

［同左］

様式第十八号

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当中間会計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
［同左］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
［同左］		

（記載上の注意）

［同左］

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
［略］		
負債の部		
［略］		
固定負債		
［略］		
リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		

（記載上の注意）

［略］

様式第二十五号

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
［略］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××	×××
［略］		

（記載上の注意）

［略］

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		

（記載上の注意）

［同左］

様式第二十五号

【中間損益計算書】

（単位：　円）

	前中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）	当中間会計期間 （自　　年　月　日 至　　年　月　日）
［同左］		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
［同左］		

（記載上の注意）

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（流動負債の区分表示） **第三十七条**　［略］ ２　［略］	（流動負債の区分表示） **第三十七条**　［同上］ ２　［同上］

3　第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

［4～6　略］

（固定負債の区分表示）

第三十八条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号及び第七号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～三　略］

四　長期未払法人税等

五～十　［略］

2　［略］

3　前条第四項の規定は、第一項第六号の引当金について準用する。

4　前条第五項の規定は、第一項第十号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（繰延税金資産又は繰延税金負債の表示）

第四十五条　第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

（当期純利益又は当期純損失）

第六十五条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

一　当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　前項第一号に掲げる項目の金額のうちに当該連結会計年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

3　税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

4・5　［略］

6　前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

3　第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）並びに事業税の未払額をいう。

［4～6　同上］

（固定負債の区分表示）

第三十八条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～九　［同上］

2　［同上］

3　前条第四項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。

4　前条第五項の規定は、第一項第九号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（繰延税金資産又は繰延税金負債の表示）

第四十五条　第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八条第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

（当期純利益又は当期純損失）

第六十五条　［同上］

一　当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

［項を加える。］

2　税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に前項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として記載しなければならない。

3・4　［同上］

5　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第百四十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二　略

三　長期未払法人税等

四～七　［略］

2　［略］

3　前条第三項の規定は、第一項第四号に掲げる引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益又は中間純損失）

第百七十条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　［略］

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

［略］

3　第一項第一号に掲げる項目（前項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額のうちに当中間連結会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

4　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目（第二項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

5・6　［略］

7　前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの。以下この項において同じ。）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～三　略

四　長期未払法人税等

五～八　［略］

2　［略］

3　前条第三項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（固定負債の区分表示）

第百四十四条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二　同上

三　長期未払法人税等

四～七　［同上］

2　［同上］

3　前条第三項の規定は、第一項第三号に掲げる引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益又は中間純損失）

第百七十条　［同上］

一　［同上］

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

2　［同上］

［項を加える。］

3　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項又は前項に規定する項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

4・5　［同上］

6　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（固定負債の区分表示）

第二百五十一条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～三　同上

［号を加える。］

四～七　［同上］

2　［同上］

3　前条第三項の規定は、第一項第四号の引当金について準用する。

4　前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

（中間純利益又は中間純損失）

第二百八十二条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

一　［略］

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

２　［略］

３　第一項第一号に掲げる項目（前項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額のうちに当中間連結会計期間に係る国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記しなければならない。

４　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目（第二項の規定により当該項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの）の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

５・６　［略］

７　前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目（第二項の規定により第一項各号に掲げる項目を一括して記載する場合にあつては、当該項目を一括したもの。以下この項において同じ。）の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、第一項第一号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
［略］		
負債の部		
［略］		
固定負債		
［略］		
リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［１．・２．　略］		

（中間純利益又は中間純損失）

第二百八十二条　［同上］

一　［同上］

二　法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）

２　［同上］

［項を加える。］

３　税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

４・５　［同上］

６　法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した科目をもつて記載するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　年　月　日）	当連結会計年度 （　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［１．・２．　同左］		

様式第十三号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　　年　月　日）
［略］		
負債の部		
［略］		
固定負債		
［略］		
長期借入金	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［略］		

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　　年　月　日）
［略］		
負債の部		
［略］		
固定負債		
［略］		
リース債務	×××	×××
長期未払法人税等	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［略］		

様式第十三号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
長期借入金	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［同左］		

様式第二十一号

【中間連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度 （　　年　月　日）	当中間連結会計期間 （　　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和六年四月一日前に開始した事業年度又は中間会計期間に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和六年四月一日前に開始した連結会計年度又は中間連結会計期間に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。